

○ 警察術科技能検定に関する訓令の運用について

(平成26年5月21日岩人財第255号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

この度、「警察術科技能検定に関する訓令の一部を改正する訓令」(平成26年3月4日付け警察庁訓令第1号)(以下「改正訓令」という。)が定められたところであるが、改正訓令の施行に伴う本県警察の警察術科技能検定(以下「技能検定」という。)の解釈及び運用については下記のとおりであるので、技能検定の実施に遺漏のないようにされたい。

記

1 改正訓令の趣旨及び要点

(1) 技能検定審査委員会に関する規定等の削除

業務の合理化の観点から、「技能検定審査委員会の設置に関する規定」(旧訓令第4条から第6条)及び「合格証書の授与に関する規定」(同第7条)を削除し、新たに「技能検定の実施者等」(改正訓令第4条)を設け、技能検定の実施及び合格者の決定は、本部長が指定する者が行うことと定めた。

(2) 逮捕術級位の新設

逮捕術試合・訓練における事故防止等の安全管理の徹底を図るため、旧訓令別表第1に規定する逮捕術級位合格基準を改め、初級取得の前段として「基礎級」を新設した。

2 本県警察における改正訓令の運用について

(1) 技能検定審査委員会の運用

本県警察における技能検定については、従前より、技能検定審査委員会(以下「委員会」という。)の審査を経て、厳正かつ有効に行われ、警察術科技能の普及徹底が図られてきたことから、委員会を改正訓令第4条に定める「本部長が指定する者」として運用し、委員会の設置を継続することとした。

(2) 技能検定の実施要領

ア 技能検定の手続

技能検定は、委員会の審査を経て行うものとし、委員会は委員長及び委員で構成する。

イ 委員会の構成

委員長及び委員は、本部長が委嘱するものとし、委員長には警務部長を、委員には警務課長、警察学校長、人財育成課長及び必要に応じてその都度警察本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 技能検定要領

技能検定は、委員会が必要と認めた場合に実施するものとし、日時、場所等の実施要領は、その都度委員会が定める。

エ 受検者の報告

技能検定が実施される場合、所属長（県警察学校入校中の者は警察学校長）は、所属の受検者を取りまとめ「技能検定受検者名簿」（別記様式1）により委員長に送付するものとする。

オ 合格証書の授与

本部長は、技能検定に合格した者に対し、合格証書（別記様式2）を授与するものとする。

ただし、逮捕術技能検定における基礎級合格者に対する合格証書の授与についてはこれを省略することができる。

(3) 逮捕術級位について

ア 基礎級の目的

実戦的技能を要する初級取得の前段として分離させ、採用時教養の前半に、「逮捕術訓練要綱の一部改正について」（平成26年2月7日付け岩人財第54号）（以下「要綱」という。）に定める基本訓練実施要領のうち、構え、受身、体さばき等逮捕術の基本的な動作を確実に履修させることで、逮捕術訓練時及び職務執行上における安全管理の徹底を図ることとした。

イ 基礎級合格基準

改正訓令別表第1「逮捕術級位合格基準」の合格基準中の「別に定める」とは、要綱を指し、基礎級の内容については、次のとおりとする。

- (ア) 構え（要綱：別表1「構え」の全項目）
- (イ) 受身（要綱：別表1「受身」の全項目）
- (ウ) 体さばき（要綱：別表2「防御技－体さばき」の全項目）
- (エ) 当て身（要綱：別表2「打撃技－当て身」のうち、前突き及び前蹴りの2項目）

ウ 基礎級の検定要領

基礎級検定は、原則として、警察学校初任科生及び初任補修科生に対する初級検定が実施される前の適宜の時期に行うものとする。

3 留意事項

特に、基礎級技能検定においては、受検者が、警察官採用後、間もない者であることから、安全管理面に特段の配慮をして実施すること。